

パブリックコメント（意見公募手続き）を実施しています

「パブリックコメント制度」とは、重要な施策の意思決定の過程において、施策の案を公表し、広く市民からの意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表する手続きのことです。以下の3つの計画案に対する皆さんからの意見を募集しています。

五所川原市第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画（案）

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく、五所川原市第4期障害福祉計画の計画期間が平成29年度で終了することおよび児童福祉法の改正により障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、平成30年度から平成32年度までの3カ年の障害福祉施策の数値目標の設定および各年度の需要を見込む、五所川原市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（案）を作成しました。

公表・意見募集期間 3月10日(土)まで

閲覧場所 家庭福祉課、市役所・各総合支所行政資料スペース、市ホームページ

*資料の写しを希望する場合は、実費を負担していただきます。また、郵送料、写しの実費をご負担の上、家庭福祉課へ資料郵送の申込みも可能です。

お問い合わせ・意見の提出先

〒037-8686 五所川原市字岩木町12番地

家庭福祉課 内線2432 FAX35-9901

電子メール 1705pbc@city.goshogawara.lg.jp

五所川原市老人福祉計画・ 第7期介護保険事業計画（案）

「五所川原市老人福祉計画・第6期介護保険事業計画」までに実施してきた事業の検討やその分析を行い、団塊の世代すべてが75歳以上となる平成37年度を展望し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび生活支援により高齢者を地域で包括的に支える「地域包括ケアシステム」構築を目指した計画案です。

公表・意見募集期間 3月10日(土)まで

閲覧場所 介護福祉課、市役所・各総合支所行政資料スペース、市ホームページ

*資料の写しを希望する場合は、実費を負担していただきます。また、郵送料、写しの実費をご負担の上、介護福祉課へ資料郵送の申込みも可能です。

お問い合わせ・意見の提出先

〒037-8686 五所川原市字岩木町12番地

介護福祉課 内線2451 FAX35-2120

電子メール 1706pbc@city.goshogawara.lg.jp

五所川原市立地適性化計画（基本的な考え方・案）

市では、人口減少に伴う人口密度の低下によって、商業・医療・福祉・教育・文化など、都市機能を維持するための様々なサービスを維持することが出来なくなることを懸念し、公共交通ネットワークとの連携を図りながら、居住と都市機能を誘導し、市民が安心・快適に暮らせる魅力あるまちづくり、財政と経済の両面で持続可能な将来都市像を目指し、都市計画マスタープランに即した「五所川原市立地適性化計画」の策定作業を進めています。

意見募集期間 3月23日(金)まで

閲覧場所 都市計画課、市役所・各総合支所行政資料スペース、市ホームページ

*資料の写しを希望する場合は、実費を負担していただきます。また、郵送料、写しの実費をご負担の上、都市計画課へ資料郵送の申込みも可能です。

お問い合わせ・意見の提出先

〒037-8686 五所川原市字岩木町12番地

都市計画課 内線2632 FAX35-3617

電子メール 1704pbc@city.goshogawara.lg.jp

意見の提出について

- ▷様式は任意とし、使用する言語は日本語とします。
- ▷郵便、FAXまたは電子メールによるものとします。
- ▷住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先・代表者名）を記載してください。
- *住所・氏名の記載がない場合は、提出意見として取り扱わないこともあります。
- ▷意見内容を確認することがありますので、電話番号を記載してください。

提出された意見について

市の意見を付して、公表する予定です。公表にあたっては、提出者の住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単に取りまとめる予定です（類似の意見は、まとめて公表することもあります）。

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが市の意見ですので、改めて考え方を公表することはありません。